

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	障害児通所給付費の支給決定	
根 拠 法 令	児童福祉法	
根 拠 条 項	第21条の5の5第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>障害児通所給付費の支給決定(通所給付決定)は、児童福祉法第21条の5の7の規定により、児童福祉法施行規則第18条の10各号に掲げる事項及び障害児支援利用計画案(提出があった場合)を勘案して行うものとする。</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。</p> <p>3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たつて必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たつて必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条</p>
	参 考 事 項	障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 60日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。</p> <p>5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。</p> <p>6 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。</p> <p>7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。</p> <p>8 通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「通所給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。</p> <p>9～14 （略）</p> <p>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） 第18条の10 法第21条の5の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況 (2) 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況 (3) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況 (4) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況 (5) 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況 (6) 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前3号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況 (7) 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容 (8) 当該申請に係る障害児の置かれている環境 (9) 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況
------	----	--